定　　款

平成２４年　４月　１日制定

令和　５年１２月１１日改定

一般財団法人福岡県自動車標板協会

第１章　総　　則

（名　称）
第１条　この法人は、一般財団法人福岡県自動車標板協会と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を福岡市博多区に置く。
２　この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目　的）
第３条　この法人は、自動車登録番号標交付代行事業及び封印取付受託業務並びに車両番号標頒布事業を公正かつ適正に行うことにより、自動車の登録・検査制度等の自動車行政に協力するとともに、自動車ユーザーの利便の増進及び大気環境の保全並びに自動車事故の防止等、自動車社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事　業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）自動車登録番号標交付代行及び車両番号標の頒布業務に関すること
（２）自動車登録番号標への封印の取付け受託業務
（３）自動車行政に関する法令及び通達等の啓発活動
（４）自動車標板に関し関係官庁に意見を申出ること
（５）自動車標板に関する調査、研究
（６）関係官庁及び自動車関係諸団体との連絡協調
（７）その他この法人の目的達成に必要な事業

第３章　会　計

（事業年度）

第５条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第６条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第７条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第４章　評議員

（評議員）

第８条　この法人に、評議員５名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第９条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。

２　この法人の評議員のうちには、理事のいずれか１人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員もしくはその親族その他特殊な関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事もしくはその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（任　期）

第１０条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する日までとする。

３　評議員は、第８条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第１１条　評議員に対して、各年度の総額が３００万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第５章　評議員会

（構　成）

第１２条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第１３条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任及び解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）
第１４条　評議員会は、定時評議員会として毎年度５月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）
第１５条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
２　評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　長）
第１６条　評議員会の議長は、出席した評議員の互選により定める。

（決　議）
第１７条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）評議員に対する報酬等の支給の基準
（３）定款の変更
（４）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１９条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第１８条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した評議員の中から選任された２名の評議員並びに理事は前項の議事録に記名押印する。

第６章　役　　員

（役員の設置）

第１９条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　　５名以上１０名以内

（２）監事　　３名以内

２　理事のうち、１名を理事長、１名を専務理事、１名を常務理事とすることができる。

３　前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事、常務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２０条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　代表理事である理事長、業務執行理事である専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第２１条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２２条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２３条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事又は監事は、第１９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２４条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第２５条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第７章　理　事　会

（構　成）

第２６条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第２７条　理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招　集）

第２８条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議　長）

第２９条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、出席した理事の互選により定める。

（決　議）

第３０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３２条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条及び第４条及び第９条についても適用する。

（解　散）

第３３条　この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第２０２条で定められた事由によって解散する。

（剰余金の分配制限）

第３４条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第３５条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第３６条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１０章　雑　　則

第３７条　この定款に定めるほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第５条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　財団法人福岡県自動車標板協会の諸規程等は、一般財団法人福岡県自動車標板協会の諸規程等として引き継ぐものとする。

４　この法人の最初の代表理事は　杉本　豊　とする。